

# 第1章 景観計画の概要



# 第1章 景観計画の概要

## 1. 計画策定の背景と目的

竹富町は多くの島々で構成される島しょ町です。島々は隆起珊瑚礁を主体とする平坦な島と、平地が少なく山地が連なる島で成り立っており、島の大小、地形、立地、交通条件、生業、歴史的背景等によって、島ごとに個性ある風景・景観を表しています。これらの島ごと・集落ごとに育まれてきた「地域の良さ＝豊かな景観資源」は、そのものが地域の誇りや個性の基盤となっています。

このような観点から、将来に向けても、地域個性を維持・継承・発展させる条件を整え、望ましい地域のくらしと文化の姿の実現をめざしていくことが、竹富町総合計画第4次基本構想にも位置付けられています。

本町の大部分の地域では、自然公園法や農地法、県土保全条例等の法規制が適用されていますが、近年は県内外の開発事業者による開発動向が活発化しており、「地域個性の維持・継承・発展」との調和を図ることが求められています。このため、良好な景観形成を図る上では、さらにきめ細かな規制誘導のあり方が求められています。

国においては、平成16年6月に景観法を公布し、国をあげて地域特性に応じた良好な景観形成に取り組むための制度等の整備がすすめられており、沖縄県内においても各自治体が主体となった景観形成に向けた取り組みが行われています。今後は、これら関連法と連携し、景観の視点からの補完や法規制外の地域でのルール化等、島や地域にふさわしい規制誘導のあり方を構築していくことが期待されています。

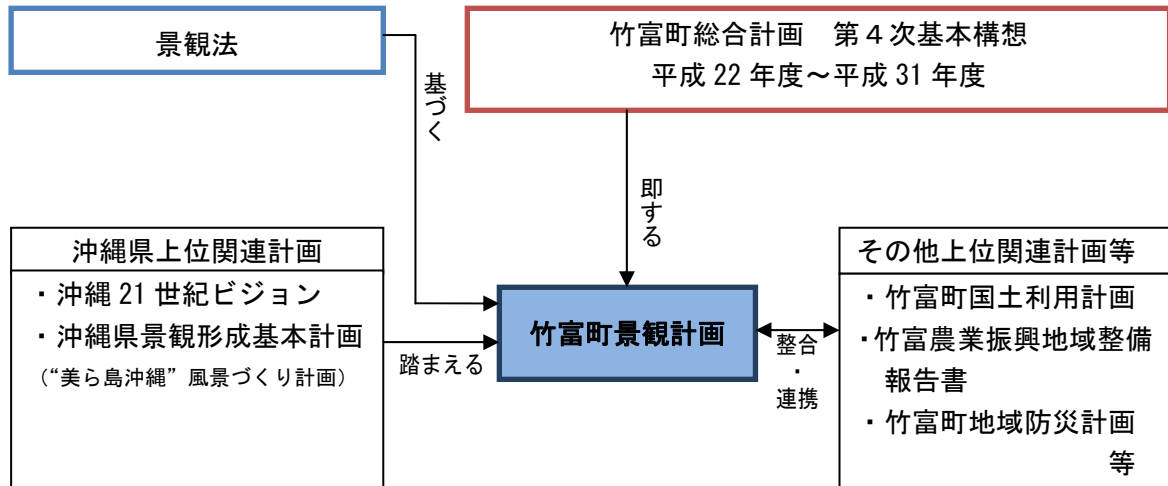
こうした背景を受け、本計画では、景観法に基づく景観計画を策定し、本町における景観形成の目標や地域特性に応じた景観づくりの方針等を定めるとともに、町民や行政等が連携・協力しながら島々の個性を活かした景観づくりをすすめていくことを目的とします。

## 2. 景観計画の位置付け

竹富町景観計画は、景観法第8条に基づく景観計画（法定計画）として定めるものです。

また、本計画は、竹富町の景観に関する施策を総合的かつ体系的に示すものであり、竹富町総合計画第4次基本構想に即し、竹富町第4次国土利用計画等の町の上位関連計画等との整合・連携を図るとともに、沖縄県の上位関連計画を踏まえつつ策定するものです。

図一 計画の位置付け



## 3. 計画期間と見直し

本計画の計画期間を 2013 年度（平成 25 年度）から 2022 年度（平成 34 年度）までの 10 年間とし、5 年度目途に見直しを行います。

しかし、社会経済情勢の変化等に迅速に対応する必要があることから、竹富町総合計画や竹富町国土利用計画等の上位・関連計画との整合性を図るとともに、重点地区の指定や追加、準景観地区への移行の際には、途中で必要な変更等を行うこととし、実状に即した計画内容の見直しを行います。

